

議案

第1号

宇城市議会政務調査費の交付に関する条例の制定について

可決

第2号

宇城市副市長定数条例の制定について

可決

第3号

地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について

可決

第4号

宇城市行政組織改革に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について

可決

第5号

宇城市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

可決

第6号

宇城市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について

可決

第7号

宇城市職員等の旅費に関する条例等の一部を改正する条例の制定について

可決

第8号

宇城市特別職の非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について

可決

第9号

宇城市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について

可決

第10号

宇城市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について

可決

第11号

宇城市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例の制定について

可決

第12号

宇城市保健センター条例及び宇城市総合健康福祉センター条例の一部を改正する条例の制定について

可決

第13号

宇城市乳幼児医療費助成に関する条例の一部を改正する条例の制定について

可決

第14号

宇城市敬老祝金条例の一部を改正する条例の制定について

可決

第15号

宇城市手数料条例の一部を改正する条例の制定について

可決

第16号

宇城市立公園条例の一部を改正する条例の制定について

可決

第17号

宇城市立体育館条例等の一部を改正する条例の制定について

可決

第18号

工事請負契約の締結について（統合三角小学校建設事業（屋内運動場）建設工事）

可決

第19号	工事請負契約の変更契約の締結について（宇城市防災行政無線整備工事）	可決
第20号	宇城市市道路線の廃止について	可決
第21号	宇城市市道路線の認定について	可決
第22号	平成18年度宇城市一般会計補正予算（第5号）	可決
第23号	平成18年度宇城市国民健康保険特別会計補正予算（第4号）	可決
第24号	平成18年度宇城市老人保健特別会計補正予算（第3号）	可決
第25号	平成18年度宇城市介護保険特別会計補正予算（第3号）	可決
第26号	平成18年度宇城市奨学金特別会計補正予算（第2号）	可決
第27号	平成18年度宇城市簡易水道事業特別会計補正予算（第3号）	可決
第28号	平成18年度宇城市農業集落排水事業特別会計補正予算（第3号）	可決
第29号	平成18年度宇城市公共下水道事業特別会計補正予算（第4号）	可決
第30号	平成18年度国民健康保険宇城市民病院事業会計補正予算（第2号）	可決
第31号	平成19年度宇城市一般会計予算	可決
第32号	平成19年度宇城市国民健康保険特別会計予算	可決
第33号	平成19年度宇城市老人保健特別会計予算	可決
第34号	平成19年度宇城市介護保険特別会計予算	可決
第35号	平成19年度宇城市奨学金特別会計予算	可決
第36号	平成19年度宇城市簡易水道事業特別会計予算	可決
第37号	平成19年度宇城市農業集落排水事業特別会計予算	可決
第38号	平成19年度宇城市公共下水道事業特別会計予算	可決
第39号	平成19年度宇城市水道事業会計予算	可決
第40号	平成19年度国民健康保険宇城市民病院事業会計予算	可決

第41号	地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の一部を改正する条例の制定について	可決	
第42号	市営住宅使用料滞納者との間の訴訟上の和解について	可決	
第43号	熊本県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少、共同処理する事務の変更及び規約の一部変更について	可決	
●同意	第1号	教育委員会委員の任命について	同意
●諮問	第1号	人権擁護委員候補者の推薦について	「適任」と認め答申することに決定
第2号	人権擁護委員候補者の推薦について	「適任」と認め答申することに決定	
●選挙	第1号	宇城広域連合議会議員の選挙	指名推選により当選人決定
●専決処分の報告	第1号	専決処分の報告及び承認を求めることについて（熊本県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の増加、共同処理する事務の変更及び規約の一部変更について	承認
●議員提出議案	第1号	宇城市議会委員会条例の一部を改正する条例の制定について	可決
第2号	宇城市議会会議規則の一部を改正する規則の制定について	可決	
第3号	議案第31号平成19年度宇城市一般会計予算に対する附帯決議案の提出について	可決	
●請願	第1号	第三子以降の幼児教育無償化と教職員研修補助金の制度確立を求める請願書	一部採択

委員会報告

総務常任委員会

本委員会における審査の経過及び結果について報告する。

●宇城市副市長定数条例の制定について

「副市長を2人置くとなつてゐるが、定数は2人にしなければならぬのか。また、現助役を副市長に切り替えるといった説明を受けたが、想定があつての2人ということなのか」との質疑に対し、「副市長の定数は、法律で人口、組織規模等を勘案し条例で定めることとなつており、国からの具体的な数値は示されてはいない。現

助役については市長の補佐役として業務も多岐にわたり、トップマネジメントとしての任務も大きく、今後その業務拡大が予想されるため2人制とする結論を出した」との答弁があつた。

●工事請負契約の変更契約の締結について（宇城市防災行政無線整備工事）

「この契約は、先の12月議会において議決した案件の変更契約であるが、着工したばかりで2800万円の追加がでたということは、当初計画が過小見積ではなかったのか」との質疑に対し、「現地確認後、当初設計を行ったが、再確認の中で行政区長からの追加要望があり今回スピーカーを9基追加するための費用である」との答弁があつた。

●平成18年度宇城市一般会計補正予算（第5号）について

駅周辺開発推進事業費について「九州新幹線待避駅誘致期成会負担金の大半を締めている委託料の内容は何か」との質疑に対して、「新駅設置に向けた概略設計費、乗降客の推移、新駅完成後の開発効果等の調査費に支出している」との答弁であつた。

●平成19年度宇城市一般会計予算について

「公有財産購入費として400万円計上してあるが、執行部の説明では、合併後の在任特例期間において、議員の控室として利用していたプレハブについて、リースで年間150万円、解体撤去した場合には360万円かかるので、400万円で購入した方がいいという判断のもとで購入し、倉庫として使用したいということであつた。しかし私たちは、合併後1年3ヶ月の間だけのリースで、その後は解約するという話しか聞いていない。倉庫として使うのであれば、今後機構改革があり支所の職員数も減るので、空いたスペースを倉庫として使えばいいのではないか。また、なぜリース契約後にプレハブを撤去す



合併後議員控室として利用されていたプレハブ

るのに費用が発生するのか」という質疑に対し、「撤去費用については、リースの途中解約になるので、撤去費用として360万円発生する。支所の空きスペースについては、今後事務所としての活用を考えているので、倉庫としての利用は検討していない」との答弁があつた。また、「庁舎等施設整備費に建設工事費3億300万円が計上してあり、執行部の説明では平成19年6月から着工予定ということであつたが、コミュニティ棟の建設については、6月に見直すというような噂を聞いた。本当に6月からとりかかるのか」との質疑に対し、「三角支所庁舎建設対策調査特別委員会決定されたコミュニティ棟建設については十分認識しているが、ある反面からは、沈滞している三角町を何とかできないかという他の振興策を探る議論が必要ではないかと考えている」との答弁があつた。さらに、「各支所は縮小するという執行部からの説明を受けた。中でも不知火支所をなくし、なぜ小川町にサービスマンセンターを設置するのか納得できない。不知火支所の閉鎖は明らかにサービス低下につながり、逆に小川町ではサービス向上につながるといった矛盾が生じる。これは恒久的なのか、